

広報 かんだ

発行 苅田町
〒 800-0392 苅田町富久町 1-19-1
☎ 093・434・1111
<https://www.town.kanda.lg.jp>
編集 企画政策課 広報広聴担当
☎ 093・434・1921

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします。

新型コロナウイルスの感染を予防するためには、手指にウイルスを付着させないことがとても大切です。感染拡大を防ぐためにも、皆さん一人ひとりのこまめな手洗いをお願いします。

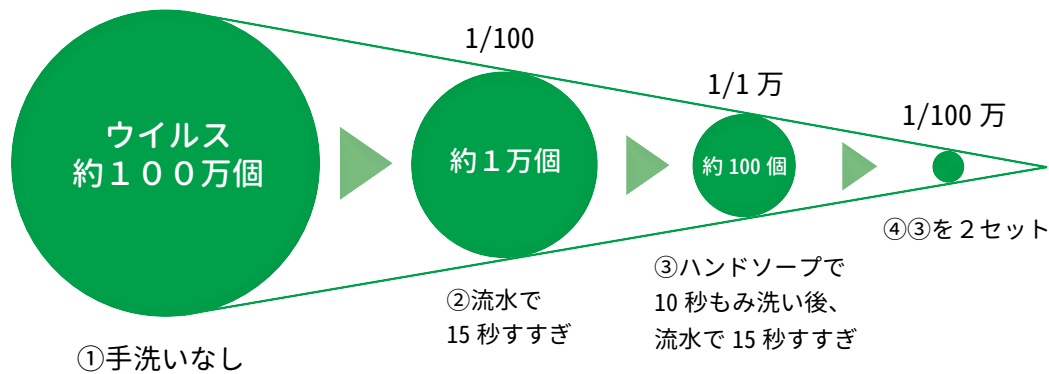
手洗いの5つのタイミング

- 公共の場所から帰った時
- 外にあるものを触った時
- ご飯を食べる時（前と後）
- 病気の人のケアをした時
- 咳やくしゃみ、鼻をかんだ時



水とハンドソープでウイルスは減らせます！

手洗いの効果（イメージ図）



(参考文献) 森功次他：感染症学雑誌. 80：496-500 (2006)

特別定額給付金を装った詐欺に注意！

■ 町や総務省などが、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。また、「特別定額給付金」の給付のために手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。

■ 自宅や職場などに町や総務省などをかたった電話や郵便、メールが届いたら、町や最寄りの警察署にご連絡ください。

※ 具体的な給付方法等が決まり次第、広報紙やホームページでお知らせします。



新型コロナウイルス感染症に関する ごみ収集やごみ出しの注意点

ごみの収集は、町民の皆様の生活を維持するために必要不可欠な業務です。新型コロナウイルスの感染拡大期においても、継続して収集作業を実施する予定です。皆様もごみを出す際は、下記のことにご注意して頂くようお願いいたします。

■ごみの収集

現在リサイクルセンターでは、感染予防対策として、「ペットボトル」と「カン・ビン」を別々に収集している地区があります。そのため、「ペットボトル」と「カン・ビン」で収集時間が異なる場合がありますので、ご理解ください。今後の状況によっては、通常の収集時間が前後する場合があります。また、ごみは必ず7時30分までに集積所へお出してください。※収集の方法や品目に変更が生じる場合は、町のホームページや広報紙でお知らせします。

最近ごみ集積所に出されるごみが増えています。新型コロナウイルスの感染拡大を防止するためにも、ごみの削減のためにも、ごみを出す際に本当に不要なものかどうかをご確認いただき、ごみを減らすよう3Rへの取り組みにご協力をお願いします。

■マスク・ティッシュの捨て方

鼻水などが付着したマスクやティッシュなどのごみを捨てる際は、次の点に心がけてください。

- ごみに直接ふれない ●ごみ袋はしっかりと口をしぼって封をする
- ごみを捨てた後は手を洗う



■感染者・疑いがある方がいる場合のごみの出し方

感染者や疑いがある方がいる場合、ごみの出し方については次のとおり対応をお願いします。

- 使用したマスクや鼻をかんだティッシュなどはすぐにビニール袋に入れ、口をしっかりと結び密閉した状態で燃やせるごみ袋に入れる。
- ごみ袋を集積所に出す際は、しっかりとごみ袋の口を縛る。
- 集積所に出したごみがカラスなどに荒らされることのないよう、対策のご協力をお願いします。
- 路上や公園、私有地などへのポイ捨ては絶対にやめましょう。



ご注意いただくことにより、ご家庭だけでなく周辺地域の方、収集作業員の感染症対策として有効です。町民の皆様のご協力をお願いします。

お知らせ

マイナンバーの通知カードが廃止されます

通知カードは法改正に伴い令和2年5月25日(予定)に廃止されます。廃止後は、通知カードの再交付、氏名・住所等の変更手続きができません。なくなりません。

手続きが必要な方は、5月22日(金)までに住民課総合窓口までお越しください。

※通知カードは氏名・住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、廃止後も引き続きマイナンバーを証明する書類として使用できます。

【手続きできる方】
本人または同じ世帯の方
場 住民課総合窓口(9時～16時)
持 来庁者の本人確認書類(免許証等)・通知カード・再交付を希望する方は手数料500円
問 住民課
☎093・434・1833

Jアラートによる情報伝達訓練を実施します

Jアラートの全国一斉情報伝達訓練に合わせ、苅田町でも訓練放送を行います。当日は、訓練放送ですので、災害と間違えないようにしてください。(町内の防災行政無線のスピーカーから放送が流れます)

日 5月20日(金)11時
内 上り4音チャイム↓これはJアラートのテストです×3回↓こちらは防災かんただす↓下り4音チャイム
問 防災・地域振興課
☎093・588・1037

与原土地区画整理事業の審議会委員選挙人名簿の縦覧

与原土地区画整理審議会の審議会委員選挙に伴う選挙人名簿を縦覧します。

期 5月11日(日)～5月24日(日)
(土・日含む) 8時30分～17時15分
場 土地区画整理課内(苅田町役場別棟2階)
問 土地区画整理課
☎093・588・1010

消防本部からのお知らせ

■感染予防対策にご協力をお願いします

新型コロナウイルスの感染予防対策として、苅田町消防本部の救急隊は活動時に右の写真のような服装で現場へ向かいます。この服装は、感染を少しでも防ぐためのものであり、**新型コロナウイルス疑い以外の救急出動も含めて、すべての救急出動で行う感染予防対策です。**また、搬送される方や同乗されるご家族等にもマスクの着用をお願いすることがあります。ご理解とご協力をよろしくお願い致します。



■消毒用アルコールの取り扱いに注意

消毒用アルコールを使用するご家庭が増えていますが、消毒用アルコールの蒸気は火が付きやすく、火災になる可能性があります。取扱いには次の点に注意してください。

- 火気の近くで使用しない。
- 室内消毒や消毒用アルコールの容器詰め替えは、風通しの良い場所や換気が行われている場所で行い、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧は行わない。
- 消毒用アルコールの容器は、直射日光が当たらない場所や高温にならない場所に設置・保管する。落下や衝撃にも注意する。
- 容器に詰め替えをする際は、漏れ、あふれや飛散に注意する。市販の容器に詰め替えて使用する場合は、消毒用アルコールであることがわかるように表示などをして取扱いに注意する。

お問い合わせは、苅田町消防本部(☎093・434・0119)へ。

お問い合わせは、環境保全課(☎093・434・1834)へ。

工業統計調査にご協力を願います

総務省・経済産業省・福岡県・刈田町では、「2020年工業統計調査」を実施します。この調査は、わが国の工業の実態を明らかにする重要な統計調査で、毎年6月1日時点で実施されます。

例年、調査員による調査を実施していましたが、新型コロナウイルスの感染防止のため、調査員による調査は行わず、町からの電話による聞き取り及び調査票の郵送により、調査を実施いたします。また、調査員による調査票の回収は行いませんので、回答は郵送及びインターネットにてお願いいたします。

対象事業所には5月中旬より順次、ご連絡いたします。調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をお願いします。

☎ 企画政策課
093-588-1006

イベント・行事の中止のお知らせ

①すてきに火曜サロン
▼5月19日(木)↓中止
②離乳食教室(初期)
▼5月27日(木)↓中止
※6月10日(木)に開催予定の「離乳食教室中期&後期」を「初期〜中期&後期」として開催します。

☎ パンジープラザ
093-436-5115

C型肝炎ウイルスに感染された方々へ

ファイブリノゲン製剤・血液凝固第Ⅸ因子製剤の投与によりC型肝炎ウイルスに感染された方々への給付金について、給付金の請求期限は令和5年1月16日までです。また、給付金支給後、20年以内に症状が進行した場合は追加給付があります。請求できるのは症状が進行したことを知った日から5年以内です。詳しくは左記までお問い合わせください。

☎ 医薬品医療機器総合機構
0120-780-400

厚生労働省 慰霊巡拝

【巡拝予定地域】ビスマーク諸島、ミャンマー、トラック諸島、硫黄島、フィリピン
対 原則80歳以下で、右記の地域における戦没者の遺族
※時期や費用など、詳しくはお問い合わせください。

☎ 県福祉労働部保護・援護課
092-643-3301

試験

平尾台広谷湿原 自然観察会 参加者募集

広谷湿原保全の重要性を知っていただくため、自然観察会を開催します。(中止の場合あり)

☎ 6月7日(日)9時〜16時
※9時30分までに刈田町役場駐車場に集合・受付。

定 20名 費 無料

☎ 5月22日(金)必着(電話・FAX・メールで申し込み)

☎ 京築保健福祉環境事務所
0930-23-9050

FAX 0930-23-4880
メール: keichiku-hne@pref.fukuoka.lg.jp

■児童虐待 相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、学校の休業、外出自粛、在宅勤務等が行われている状況の中、生活不安やストレスによる児童虐待やDV被害等の増加が懸念されるところです。生活の中で何か気づいたことがありましたら、下記までお問い合わせください。

相談窓口	電話番号	受付時間
児童相談所虐待対応ダイヤル	☎ 189 (通話無料)	24 時間 365 日
児童相談所相談専用ダイヤル	☎ 0570・783・189	
京築児童相談所(京築地区担当)	☎ 0979・84・0407	

■人権への配慮をお願いします

新型コロナウイルスに関連して、感染した方、濃厚接触者、治療にあたった医療関係者等、また外国から帰国された方、外国人の方に対して、不当な差別、偏見、いじめ等があってはなりません。人権侵害につながらないように、国や自治体が提供する正しい情報に基づき、冷静な行動をお願いします。